

1 多治見市総合体育館

(1) 専用利用料金(その1) 旧料金

利用区分		時間区分		午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	
競技場	第1競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに利用	一般	900円	1,500円	2,000円	2,600円
			スポーツ以外に利用	高校生以下	500円	800円	1,000円	1,300円
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用	一般	2,700円	4,500円	5,900円	7,700円	
		アマチュアスポーツ以外に利用	一般	2,700円	4,500円	5,900円	7,700円	
	第2競技場	スポーツに利用	一般	300円	500円	800円	800円	
	第3競技場	スポーツに利用	高校生以下	200円	300円	400円	400円	
第4競技場	スポーツ以外に利用	一般	900円	1,400円	2,300円	2,300円		
役員室		一般		200円	300円	300円	300円	
		高校生以下		100円	200円	200円	200円	
幼児体育室		一般		200円	300円	500円	500円	

新料金

午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分
970円	1,620円	2,160円	2,810円
540円	860円	1,080円	1,400円
2,920円	4,860円	6,480円	8,420円
2,920円	4,860円	6,480円	8,420円
9,720円	16,200円	21,600円	28,080円
360円	590円	940円	940円
240円	350円	470円	470円
1,070円	1,770円	2,820円	2,820円
220円	320円	320円	320円
110円	220円	220円	220円
220円	320円	540円	540円

備考

2 役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに200円を加算する。

2 役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに210円を加算する。

(2) 専用利用料金(その2) 旧料金

利用区分	時間区分	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から1時間30分の区分	冷暖房利用料金(1時間までごとに)
卓球室	一般	300円	500円	600円	300円
	高校生以下	200円	300円	300円	
研修室		200円	300円	300円	200円
会議室		200円	400円	500円	300円
ミーティング室		200円	400円	500円	300円
和室	1	200円	400円	500円	300円
	2	200円	200円	300円	200円

新料金

午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から1時間30分の区分	冷暖房利用料金(1時間までごとに)
360円	590円	710円	310円
240円	400円	480円	
220円	320円	320円	210円
260円	390円	390円	300円
260円	430円	520円	300円
260円	430円	520円	300円
240円	240円	360円	200円

(3) 個人利用料金

旧料金

区分	個人利用(1人1回)	回数券(12回分)
競技場・卓球室	一般 100円	—
幼児体育室	高校生以下(乳幼児を除く。)	50円
トレーニング室	200円	2,000円

新料金

個人利用(1人1回)	回数券(12回分)
110円	—
50円	—
220円	2,200円

別表第2(第13条関係)

附属設備利用料金	1件につき500円以内で市長が別に定める額	新料金	1件につき520円以内で市長が別に定める額

附属設備利用料金

旧料金

区分	単位	金額
照明設備(第1競技場)	照度400ルクスを超えるとき	1灯 100円
電光掲示板		1基 500円
放送設備		1式 300円
組立観客席		1組 250円

新料金

金額
100円
510円
310円
260円

(1) 多治見市星ヶ台競技場
アトラック・フィールド

旧料金

利用区分	専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	
入場料等を徴収しない場合	3,600円	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用	10,800円
	その他	18,000円

新料金

⇒	4,320円
	12,960円
	21,600円

イ 会議室等

旧料金

利用区分	専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	冷暖房利用料金（1時間までごとに）
会議室	200円	100円
審判控室1	200円	100円
審判控室2	200円	100円
記録室	200円	100円
放送室	100円	50円

新料金

利用区分	専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	冷暖房利用料金（1時間までごとに）
⇒	220円	100円
	130円	50円

ウ 個人利用料金

旧料金

区分	個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
小中高生	50円	500円
一般	200円	2,000円

新料金

区分	個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
⇒	50円	500円
	250円	2,500円

(2) 多治見市星ヶ台運動広場

旧料金

利用区分	専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）
入場料等を徴収しない場合	600円
入場料等を徴収する場合	1,800円

新料金

⇒	700円
	2,100円

(3) 多治見市旭ヶ丘運動広場

旧料金

利用区分	専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）	照明利用料金（1時間までごとに）
A面	700円	1,700円
B面	500円	—

新料金

利用区分	専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）	照明利用料金（1時間までごとに）
⇒	700円	1,750円
	590円	—

(4) 多治見市営球場

旧料金

利用区分	専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）	照明利用料金（1時間までごとに）	
入場料等を徴収しない場合	1,200円	3,800円	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用		3,600円
	アマチュアスポーツ以外に利用		12,000円

新料金

⇒	1,300円	3,910円
	3,900円	
	13,000円	

(5) 多治見市滝呂球場

旧料金

専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）
700円

新料金

専用利用料金（午前6時から始まる1時間ごとの区分につき）
760円

(6) テニスコート

旧料金

利用区分		専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごと)
1面につき	多治見市星ヶ台テニスコート 第1競技場	700円	400円
	多治見市星ヶ台テニスコート 第2競技場	400円	—
	多治見市脇之島テニスコート	700円	—
	多治見市共栄テニスコート	700円	300円

新料金

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごと)
710円	410円
490円	—
710円	—
710円	310円

⇒

(7) 多治見市旭ヶ丘弓道場

ア 専用利用料金

旧料金

専用利用料金	
午前9時から午後5時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分につき	午後5時から午後9時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分につき
800円	1,300円

新料金

970円	1,510円
------	--------

⇒

イ 個人利用料金

旧料金

個人利用料金 (1人1回)	回数利用券 (11回分)
100円	1,000円

新料金

110円	1,100円
------	--------

⇒

(8) 多治見市笠原梅平運動広場

旧料金

利用区分	専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごと)
A面	600円	—
B面	600円	2,000円

新料金

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごと)
700円	—
700円	2,050円

⇒

5 附属設備利用料金

旧料金

附属設備利用料金	1件につき10,000円以内で市長が別に定める額
----------	--------------------------

新料金

附属設備利用料金	1件につき10,300円以内で市長が別に定める額
----------	--------------------------

⇒

附属設備利用料金

旧料金

区分	単位	利用料金
写真判定システム	一式1回	10,000円
競技用器具		3,000円
サッカー器具		1,000円
放送設備	多治見市星ヶ台競技場	1,000円
	多治見市星ヶ台運動広場	500円
	多治見市旭ヶ丘運動広場	500円
	多治見市営球場	1,000円

改定案

利用料金
10,290円
3,090円
1,030円
1,030円
510円
510円
1,030円

⇒

多治見市運動場

旧料金

区分	専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
多治見市北丘運動広場	600円
多治見市市之倉運動広場	600円
多治見市脇之島運動広場	600円
多治見市笠原向島運動広場	700円
多治見市笠原向島テニスコート	700円

新料金

700円
700円
700円
700円
710円

⇒

備考

2 多治見市笠原向島テニスコートの照明利用料金は、1時間までごとに400円とする。

2 多治見市笠原向島テニスコートの照明利用料金は、1時間までごとに410円とする。